

議案第 1 0 2 号

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

教育長の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正
する条例

(瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 3 2 年
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 9
7 . 5」に改める。

(瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一
部を改正する条例による改正前の瑞穂町教育委員会教育長の給与
及び旅費等に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等
の一部を改正する条例（平成 2 7 年条例第 5 号）附則第 2 項の規
定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 1 条の規定

による改正前の瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（附則第3項において「旧教育長の給与及び旅費等に関する条例」という。）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の192.5」を「100分の197.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
（平成28年3月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成28年3月に支給する期末手当については、第1条の規定による改正後の瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とする。
- 3 平成28年3月に支給する期末手当については、第2条の規定による改正後の旧教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とする。

第1条による改正

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条から第6条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</u> (平成28年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 <u>平成28年3月に支給する期末手当については、第1条の規定による改正後の瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>第1条及び第2条 略 (その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条から第6条 略</p>

第2条による改正

瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条から第6条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</u> (平成28年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>平成28年3月に支給する期末手当については、第2条の規定による改正後の旧教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とする。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 (その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料と地域手当の月額に次条ただし書の割合を乗じて得た額の合計額に3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条から第6条 略</p>